

摂津市議会

議会運営委員会記録

平成18年6月9日

議会事務局

議 会 運 営 委 員 会 記 録

1. 会議日時

平成18年6月9日(金) 午前10時 開会
午前10時23分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

副委員長 藤浦雅彦	委 員 森西 正	委 員 安藤 薫
委 員 上村高義	委 員 嶋野浩一朗	議 員 原田 平
議 長 三好義治	副 議 長 本保加津枝	

1. 欠席委員

委 員 長 柴田繁勝

1. 説明のため出席した者

助 役 小野吉孝 総務部長 奥村良夫

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫	同局次長 野杵雄三	同局次長代理 上 清隆
同局主幹 日垣智之	同局書記 湯原正治	

1. 案件

- ・平成18年第2回定例会審議日程及び議事日程について

(午前10時 開会)

○藤浦副委員長 本日、柴田委員長が欠席のため、副委員長の私が委員長をつとめますのでよろしくお願いいたします。

また、民主党からは、原田議員が出席されています。

ただ今から議会運営委員会を開会します。まず、理事者からあいさつを受けることにします。

助役。

○小野助役 おはようございます。

本日は、何かとご多忙の中、議会運営委員会を開催賜りまして、誠にありがとうございます。

来る14日から開催されます平成18年第2回定例会では、報告案件として6件、議案関係では、6会計の補正予算、条例改正等14議案の計20案件の上程を予定いたしております。

案件の概要につきましては、総務部長から、ご説明を申し上げます。

いろいろとお手数をおかけいたしますけれども、よろしくお取り計らい賜りますようお願い申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○藤浦副委員長 あいさつが終わりました。本日の委員会記録署名委員は、森西委員を指名します。

それでは第2回定例会の提出議案について概略説明をお願いします。

総務部長。

○奥村総務部長 それでは、平成18年第2回定例会の案件の概要についてご説明申し上げます。

まず、報告第1号、摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例専決処分報告の件でございますが、これは非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成18年4月1日に施行されることと

なったため、3月31日に専決させていただいたものであります。

第5条、別表第1関係の非常勤消防団員等に係る損害賠償の補償基礎額の減額、第9条の2関係の介護補償支給額の月額限度額を減額しております。

施行日は、平成18年4月1日からとしております。

次に、報告第2号、摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件についてですが、平成18年度の税制改正、とりわけ地方税に関する部分は「地方税法等の一部改正法案」として、本年2月6日に閣議決定され、翌日、国会に提出されました。

この改正の主な項目は、あるべき税制の構築に向け、3兆円規模の所得税から個人住民税への税源移譲、定率減税の廃止、土地・住宅税制の見直し等が含まれております。

このため、本市の市税条例の改正に当たっては、個人の市民税の非課税の範囲、土地と家屋の3年に一度の評価替えにともなう固定資産税の税負担の調整措置、都市計画税の税負担の調整措置等、平成18年4月1日からの施行については、平成18年3月31日に専決させていただきました。

また、障害者自立支援法の制定や、介護保険法の改正による条文の整備やたばこ税の税率の特例の規定は、平成18年7月1日及び10月1日施行となっております。後ほど説明いたします議案第50号として提案させていただいております。

また、所得税から個人住民税への税源移譲、定率減税の廃止等の条例改正については、次回以降の本会議での改正提案と考えております。

報告第2号、摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件の主な改正

として、市民税関係では、生活扶助基準額等の見直しに合わせ、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合の加算額の引き下げ、非課税基準額等を改定しております。均等割非課税では、現行加算額22万円を21万円に、所得割非課税では、加算額現行35万円を32万円に引き下げております。

次に固定資産税関係では、固定資産税の減額措置を行う耐震改修促進税制の創設や、土地に係る固定資産税の負担調整措置についての規定、著しく下落した地価に対する特例措置の廃止等を規定しております。この専決処分による条例の施行日は平成18年4月1日からとさせていただきます。

続きまして、報告第3号、平成18年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算専決処分報告の件でございます。

これは、平成17年度の国民健康保険特別会計の決算収支見込額では、2億7,600万円の収支不足が見込まれ、赤字補填のため、平成18年度予算から、前年度繰上充用金として、平成18年5月31日に専決補正したものでございます。

報告第4号、平成18年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算専決処分報告の件につきましても、報告第3号と同様に、平成17年度収支不足額3億2,400万円の赤字補填のため、平成18年度予算から、前年度繰上充用金として、平成18年5月31日に専決補正したものでございます。

報告第5号、平成17年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件でございますが、平成17年度補正予算第6号で繰越明許費の設定をいたしました。繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

款3、民生費、項2、児童福祉費、民間保育所施設整備補助事業では、8,433万6,000円を繰越し、次に、款7、土木費、項4、都市計画費の阪急正雀駅エレベーター設置補助事業は、2,627万円の繰越し、千里丘三島線道路改良事業は、繰越額685万円となっており、款9、教育費、項2、小学校費、小学校耐震補強等事業は繰越額2億5,278万9,000円、項3、中学校費の中学校施設改修事業では、996万1,000円を繰越いたします。

続きまして、報告第6号、摂津市障害者施策に関する長期行動計画策定報告の件でございますが、障害者基本法第9条第3項の規定により、市町村障害者計画である「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）」を平成18年3月末に策定しましたので、同条第8項の規定により報告するものでございます。

この行動計画は、今後の本市における障害者施策の基本的な方向と行動目標を示した総合的な計画となっており、計画の4つの基本目標、5つの重点課題を掲げております。

次に、議案関係ですが、議案第42号、平成18年度摂津市一般会計補正予算では、現計予算額290億7,554万円に補正額12億8,179万3,000円を補正し、補正後額303億5,733万3,000円とするものでございます。

主な内訳としまして、第1回定例会でご可決いただきました摂津市企業誘致条例に基づき、たばこ販売企業の進出がございました。よって、たばこ税の増収が見込まれることから、市たばこ税の増額補正と企業誘致奨励金を計上いたしました。

また、100パーセント補助として、

大阪府補助事業であります不登校支援協力員配置事業、宝くじ配分金でコミュニティ助成事業として、それぞれ歳入歳出同額を計上しております。

また、南千里丘まちづくり事業で報償金315万円の増額補正を、人件費では、当初、地域手当10パーセント計上しておりましたが、6パーセントと決定いたしましたので、人件費の精査を行い、減額補正をいたしております。その結果、財源調整として、基金からの借入的繰入金の返済をいたします。

次に、議案第43号、平成18年度摂津市水道事業会計補正予算ですが、水道事業会計において、借換債の収入支出同額を補正し、その他人件費の精査、賃金の計上を行っております。

続きまして、議案第44号、平成18年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算では、過年度精算による国庫負担金等の返還金と人件費の精査を行い、一般会計からの繰入金の減額と雑収入で調整しております。

続きまして、議案第45号、平成18年度摂津市老人保健医療特別会計補正予算では、システム変更委託料と平成17年度の基金からの交付金、府費負担金の精算による返還金を計上しており、その財源は前年度繰越金を計上しております。

続きまして、議案第46号、平成18年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算ですが、公共下水道事業特別会計補正予算においても、公営企業金融公庫の既発行分の借換えが認められることから、歳入歳出同額を計上し、低利の市債へとシフトするものであります。また、地域手当の削減と併せて人件費の精査をしております。

続きまして、議案第47号、平成18年度摂津市介護保険特別会計補正予算に

おいても、人件費の精査を行い、一般会計からの繰入金の減額と歳出の減額を行っております。

続きまして、議案第48号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定の件ですが、会社法が新制定となり、有限会社制度が廃止となります。このことにより公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正が行われ、特定法人の範囲から「有限会社」が除かれており、条例を整備するものであります。

この改正条例は公布の日から施行しております。

続きまして、議案第49号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件ですが、地方公務員災害補償法の一部改正に伴う改正により、通勤の範囲の改定と、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の新制定に伴い、監獄から刑事施設へ、また障害者自立支援法の新制定により、身体障害者療護施設から障害者支援施設へと名称変更するものであります。

この条例は公布の日からの施行とし、一部は平成18年10月1日から施行としております。

続きまして、議案第50号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件ですが、地方税法の一部改正に伴い改正するもので、障害者自立支援法の制定に伴い、従来、障害種別ごとに設けられていた身体障害者更生援護施設等への非課税措置を廃止し、障害者支援施設及び介護保険法の改正により包括支援事業の用に供する固定資産についても非課税措置が講じられます。

また、たばこ税の税率改定を行い、平成18年7月1日から当分の間、1、0

00本あたり2,977円から3,298円と321円、10.8パーセント増となり、平成18年7月1日からの施行としております。前述の非課税措置は、10月1日からの施行となります。

続きまして、議案第51号、摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件でございますが、介護保険法の一部改正に伴う改正であり、保健センターで行う介護サービス事業の内容を整備いたします。

施行日は公布の日からとします。

続きまして、議案第52号、摂津市立休日応急診療所条例の一部を改正する条例制定の件でございますが、診察料等について、算定基礎となっていた（旧）厚生省告示が廃止され、新たに厚生労働省告示が制定されたため、所要の整備を行うものであります。

公布の日からの施行とします。

続きまして、議案第53号、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件においても、国民健康保険法施行令の一部改正に伴う改正であり、一定の者に対して、利子所得や配当所得に係る国民健康保険料の賦課の特例を設けるものであります。日英租税条約の見直しに対応し、租税条約実施特例法施行令が改正されたことに伴う措置であります。

改正条例の施行日は公布の日からとします。

続きまして、議案第54号、摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件ですが、これも法律改正による改正であり、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の制定に伴う改正であり、監獄から刑事施設への変更を行うものであります。

公布の日からの施行としております。

最後に、議案第55号、摂津市非常勤

消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。これは消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴う改正であり、分団長、副分団長、部長班長でかつ、勤務年数が10年から25年の者の退職報償金の額を引き上げております。

施行日は公布の日からとしております。

以上、第2回定例会の議案の概略説明をさせていただきました。

なお、現在、烏飼西小学校の耐震補強、施設改修、給食調理室改修工事の契約事務を進めており、6月20日に入札を予定しております。この案件につきましては、地方自治法施行令第121条の2に定める工事又は製造の請負の1億5,000万円を超えることとなり、地方自治法第96条の規定により議決をいただかなければなりません。後日、追加提案として上程を予定しておりますので、その折には、どうかよろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○藤浦副委員長 説明が終わりました。この際、何か質問があればお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦副委員長 質問がないようですので理事者の皆さんは退席いただいて結構でございます。

暫時休憩します。

（午前10時17分 休憩）

（午前10時18分 再開）

○藤浦副委員長 再開します。

それでは、第2回定例会の審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。

上代理。

○上事務局次長代理 第2回定例会の審議日程等の事務局案について説明いたし

ます。

まず、会期は、6月14日から6月28日までの15日間でございます。

審議日程につきましては、本会議初日の6月14日は、付託案件について提案理由の説明、質疑、委員会付託、並びに即決案件の審議でございます。この日の午後5時15分が、議会議案の届出締切でございます。

15日が建設常任委員会と民生常任委員会、16日が総務常任委員会と文教常任委員会でございます。また、16日の正午が一般質問の届出締切でございます。そして、19日が駅前等再開発特別委員会でございます。

次に、23日が議会運営委員会、27日は本会議で、一般質問でございます。

翌28日は本会議最終日で、一般質問のあと、付託案件の委員長報告、採決ののち、議会議案でございます。また、本会議終了後、議会運営委員会を開催いただき、次の第3回定例会の日程の仮決定をお願いするものです。

以上が、審議日程案です。

続きまして、2ページからの議事日程について説明をいたします。

まず、6月14日につきましては、日程1が会期決定の件で、日程2は、議案第42号など14件で、一括して提案理由の説明、質疑を受けたのち、所管の委員会に付託でございます。

日程3は、報告第1号など4件で、一括上程で即決でございます。

日程4は、報告第5号など2件で、一括して報告を受けていただきます。

次に、3ページの6月27日については、一般質問でございます。

28日については、一般質問ののち、日程2、議案第42号など委員会付託案件の14件を一括上程のうえ、委員長報

告、採決となります。

以上が議事日程でございます。

次に、議案付託表でございますが、ご覧のとおり総務、建設、文教、民生の各常任委員会と駅前等再開発特別委員会で審査をお願いする案件でございます。

次の、議案第42号、所管別の分割表は、平成18年度一般会計補正予算につきまして、総務、文教、民生の各常任委員会と駅前等再開発特別委員会で審査をお願いする内容でございます。

以上、事務局案の説明といたします。

○藤浦副委員長 今、事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦副委員長 それでは、そのように決定します。

次に、報告事項がありますので、事務局から説明をお願いします。

上代理。

○上事務局次長代理 全国市議会議長会からの表彰状伝達式についてでございます。

去る5月24日付けで、全国市議会議長会から表彰されました皆さまの表彰状の伝達式を6月14日の本会議開会前に行います。

今回の表彰におきまして、正副議長として4年の表彰を木村議員が受賞されました。また、原田議員が25年表彰を受賞されておられます。

○藤浦副委員長 今、事務局から説明がありました点について、よろしく申し上げます。

以上で、本委員会を閉会します。

(午前10時23分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により
署名する。

議会運営副委員長 藤浦雅彦

議会運営委員 森西 正